

砂 川 市 訓 令 第 6 号
令和 7年 3月 11日

砂川市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する訓令

砂川市児童手当事務取扱要綱（平成27年訓令第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に、「省令」を「規則」に、「児童手当市町村事務処理ガイドライン（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）」を「児童手当市町村事務処理ガイドライン（令和6年9月30日付けこ成環第264号こども家庭庁成育局長通知）」に改める。

第2条中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に、「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改める。

第3条中「省令」を「規則」に改める。

第4条中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に、「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に改める。

第5条中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第6条及び第7条中「省令」を「規則」に改める。

第8条の見出し中「に基づく」を「による」に改め、同条中「に基づいて」を「により」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第9条を次のように改める。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第9条 市長は、規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書により、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知するものとする。

第10条中「省令」を「規則」に改める。

第11条第1項中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「であっても、公簿等によって」を「においても、受給者のうちに公簿等により」に、「に基づいて」を「により」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第12条第1項本文中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項ただし書中「休日」の次に「、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日」を加え、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項を削り、同条第4項本文中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 市長は、前項ただし書きの規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

第13条中「省令」を「規則」に、「未支払児童手当等請求書」を「未支払児童手当請求書」に、「未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）」を「未支払児童手当請求書（施設等受給者用）」に改め、同条第1号中「児童手当等」を「児童手当」に、「未支払児童手当・特例給付支給決定通知書」を「未支払児童手当支給決定通知書」に、「未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給資格者用）」を「未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）」に改め、同条第2号中「未支払児童手当・特例給付請求却下通知書」を「未支払児童手当請求却下通知書」に、「未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給資格者用）」を「未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）」に改める。

第14条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第15条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「児童手当・特例給付寄附変更申出書」を「児童手当寄附変更申出書」に、「児童手当・特例給付寄附撤回申出書」を「児童手当寄附撤回申出書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改め、同条第4項中「児童手当・特例給付からの学校給食費等徴収（支払）変更申出書」を「児童手当からの学校給食費等徴収（支払）変更申出書」に、「児童手当・特例給付からの学校給食費等徴収（支払）撤回申出書」を「児童手当からの学校給食費等徴収（支払）撤回申出書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第18条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に、「省令」を「規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年3月11日から施行し、令和6年10月1日から適用する。